

令和 7 年 1 月 27 日
消費生活センター

次期仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 策定方針及び骨子案

1. 計画の位置づけ

「仙台市基本計画」を上位計画とし、「消費者基本法」及び「仙台市消費生活条例」に基づき、消費生活に関する施策を計画的に推進するための総合的な計画として策定するもの。また、「消費者教育推進法」第 10 条により策定に努めることとされている「市町村消費者教育推進計画」を包含している。

2. 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

3. 計画策定の考え方

(1) 消費生活を取り巻く状況と取り組むべき課題の把握

社会の現状や本市消費者行政の実施状況（消費生活相談の実績等）、令和 6 年度に実施した意識調査報告書から整理し把握する。

(2) 現計画の重点施策及び評価指標の確認・分析

現計画の実施状況から、重点施策や評価指標の目標値の達成状況を確認し分析を行う。

(3) 次期計画の施策の柱と方向の検討

(1) の現状把握と (2) の達成状況をもとに、必要な見直しを検討する。

(4) 次期計画における重点施策と評価指標

主な施策のうち、より充実を図る必要があるものを重点施策として明確にし、重点的に取り組む。また、施策の進捗状況や効果を把握するため、評価指標を設定する。

4. 市民意見の反映

仙台市消費生活条例第 34 条第 2 項の 1 に基づき、仙台市消費生活審議会に意見を求めるほか、広く市民の意見を募るためにパブリックコメントを実施し、意見に対して市の考え方を公表する。

5. 骨子案

裏面のとおり

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画（令和８年度～令和１２年度）骨子案

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 (令和３年度～令和７年度)	仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 (令和８年度～令和１２年度)
第１章 計画の策定について １ 策定の趣旨 ２ 計画の位置づけ ３ 計画の期間	第１章 計画の策定について １ 策定の趣旨 ２ 計画の位置づけ ３ 計画の期間
第２章 消費生活をめぐる社会の現状と課題 １ 消費者を取り巻く状況 ○ 高齢化の進行 ○ 成年年齢の引き下げ ○ 在留外国人の増加 ○ デジタル化の進展・電子商取引の拡大 ○ 自然災害の激甚化、多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大 ○ 持続可能な社会の実現への関心の高まり ２ 消費者行動・意識、消費者教育の状況 (市民・事業所・学校アンケート調査結果) ３ 取り組むべき課題 ○ 課題１ 消費生活の安全・安心の確保 ○ 課題２ 成年年齢引き下げに対応した消費者教育の充実 ○ 課題３ 消費者市民社会の形成に寄与する取り組みの推進 ○ 課題４ 消費者被害の防止及び救済 ○ 課題５ 高齢者の見守り	第２章 消費生活をめぐる社会の現状と課題 １ 消費者を取り巻く状況 ○ <u>高齢化の進行・外国人住民の増加</u> ○ <u>デジタル化の進展、消費者取引環境の多様化・複雑化</u> ○ <u>持続可能でより良い社会の実現に向けた気運の高まり</u> ○ <u>自然災害の大規模化・激甚化</u> ２ 消費者行動・意識、消費者教育の状況 (消費生活意識調査結果) ３ 取り組むべき課題 ○ 課題１ 消費生活の安全・安心の確保 ○ 課題２ <u>ライフステージ等に応じた消費者教育・啓発の充実</u> ○ 課題３ <u>持続可能な社会づくりのためのライフスタイルの推進</u> ○ 課題４ 消費者被害の防止及び救済 ○ 課題５ <u>見守り等の配慮を要する消費者への対応</u>
第３章 目指すべき姿と施策の柱 １ 目指すべき姿 多様な主体との連携による「消費者が安全に安心して暮らせる社会」及び「消費者市民社会」の実現 ２ 施策の柱 Ⅰ 消費生活の安全・安心の確保（課題１関連） Ⅱ 消費者教育・啓発の推進（課題２、３関連） Ⅲ 消費者被害の防止及び救済（課題４関連） Ⅳ 高齢者等特に配慮を要する消費者への対応（課題５関連） Ⅴ 多様な主体との連携の推進	第３章 目指すべき姿と施策の柱 １ 目指すべき姿 ２ 施策の柱
第４章 計画推進のための施策の展開及び進行管理 １ 施策の体系 ２ 施策の展開 ３ 計画の推進体制及び進行管理	第４章 計画推進のための施策の展開及び進行管理 １ 施策の体系 ２ 施策の展開 ３ 計画の推進体制及び進行管理

※ 下線部は現計画からの変更箇所